

(表9) 業務の実態及び仕様書等に記載の報告様式(詳細記録票)の取扱いについて

業務の実態	契約区分	
	下水道事務所 出張所業務委託	保守管理業務立会作業委託
巡回日	火・木曜日	水・金曜日
巡回区域	各出張所管内	出張所委託以外の区域を含む14区
巡回方法	2人	2人×3班
業務の対象	問題箇所等、詳細に報告する案件など	要請、応急措置等の指示がある場合
報告様式 (詳細記録票) の取扱い	管路施設の露出が確認された場合の対応	作成あり

(表10) 両契約の夜間他企業工事立会業務に係る積算の状況 (単位：円)

積算基準	下水道事務所出張所業務委託	保守管理業務立会作業委託
積算基準	「下水道局下水道事務所出張所業務委託(積算要領)」	「積算基準(調査・委託編)」
単価表	「平成27年度設計単価表」	(左記と同じ)
適用単価名称	技術員	技師(B)、技師(C)
単価	深夜：37,600	深夜：技師(B)45,400、技師(C)37,100
人数	(2人×21所)×89日	(技師(B)1人+技師(C)1人)×3区域×88日
業務内容等 (夜間業務)	火・木曜日に、各出張所管轄区域を2人で巡回	水・金曜日に、1区を2人×3班で巡回
受託者	東京都下水道サービス株式会社	(左記と同じ)

(5) 公共下水道一時使用に関する業務の履行確認を行うべきもの

東部第一下水道事務所(墨田出張所、江東出張所)における公共下水道一時使用(注)に関する事務処理について見たところ、受託者が行う業務のうち、事前・事後のテレビカメラによる確認(以下「事前・事後の確認」という。)の実施については、報告に関する定めがないことなどから、報告がされていないことが認められた。

事前・事後の確認は、局施設の損傷を受けた場合に相手方の負担により補償等をさせるなどのための根拠となることから、確実な実施を担保すべきであり、また、委託業務の履行確認としても、その実施を確認する必要があることから、受託者に報告させる必要がある。所及び施設管理部は、公共下水道一時使用に関して、事前・事後の確認業務の履行確認を行われない。

(東部第一下水道事務所)

(施設管理部)

(注) 公共下水道一時使用：工事に伴い、地下水や工事排水を排除するために公共下水道を一時的に使用すること。

(6) 出張所業務の現状を把握し、委託業務内容の精査・標準化をすべきもの

出張所委託に係る実施状況の把握・確認の不備については、過去の定例監査において指摘し、その都度、確認書類を追加するなどの改善策が講じられてきたところである。

しかしながら、前述の指摘のほか、仕様書、マニュアル等に

- ① 業務内容の詳細が記載されていない
- ② 業務履歴検索システムへ受託者が入力すべき内容が具体的かつ明確になっていない
- ③ 履行を確認するために必要な業務報告・提出書類が明確かつ適切に規定されていない

ことなどから、各出張所における受託者の履行内容及び各所の確認が効率的に行われていない。また、出張所委託は、平成16年度の豊島出張所に始まり、平成28年度には21区となり、委託拡大の過渡期が過ぎ、ほとんどの出張所が委託となっている。

こうした状況を踏まえ、内部統制の観点から、改めて出張所業務の現状を把握・分析の上、台帳の一元化など委託業務内容を精査・標準化することにより、より効率的な業務実施及び業務実施状況の把握・確認を可能とすべきである。

施設管理部は、より効率的な業務実施及び業務実施状況の把握・確認が可能となるよう、出張所委託の業務内容の更なる精査・標準化を行われない。

(施設管理部)

(7) 公共下水道台帳図書類整備作業委託契約の指示及び検査を適正に行うべきもの

施設管理部は「公共下水道台帳図書類整備作業委託(単価契約)」(契約期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで、受託者：B、予定総額：4,47万9,300円)を締結している。(注)

この契約について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 指示書について

作業指示書を表11のとおり発行しているが、

- ① 実際には4月に作業を指示しているにもかかわらず、4月分の指示書がない
- ② 11月分を除き、指示期限(完了期日)が設定されていない
- ③ 指示件数が概算数であり、また、指示事案が特定されておらず、指示事案が不明であるなど、指示書が適正に発行されていない。

イ 検査(確認)について

完了届に添付された作業別出来高内訳書は表12のとおりであるが、

- ① 作業出来高が、表11に記載の指示書の数量と合致していない
 - ② 指示事案が特定されていないので、作業出来高内訳が確認できない状況である
- など、検査(確認)が適正に行われていない。
- 部は、公共下水道台帳図書類整備作業委託契約の指示及び検査を適正に行われない。

(施設管理部)

(注) 下水道施設の維持管理及び台帳閲覧に際して支障のないようにするため、各下水道事務所等から引継ぎがあった工事の引継ぎ図書類を整備し、下水道台帳情報システムへ入力するまでの準備作業を行うものである。

(表11) 作業指示書の発行状況 (監査日(平成29.2.6)現在)

作業番号	発生日	指示項目	指示内容
No.1	平成28.5.2	図書類整備	管渠等工事件名簿整備作業100件、指示します。
No.2	平成28.6.1	図書類整備	管渠等工事件名簿整備作業70件、指示します。
No.3	平成28.8.1	図書類整備	管渠等工事件名簿整備作業70件、指示します。
No.4	平成28.9.1	図書類整備	管渠等工事件名簿整備作業50件、指示します。
No.5	平成28.10.3	図書類整備	管渠等工事件名簿整備作業50件、指示します。
No.6	平成28.11.1	図書類整備	管渠等工事件名簿整備作業70件、指示します。

(表12) 完了届に添付された作業出来高内訳書の状況 (監査日(平成29.2.6)現在)

作業名称	単位	5月	6月	8月	9月	10月	11月
1 管渠等工事 整備作業							
ア) 図書類 整備工	件	54	53	65	36	40	54
イ) 工事件名簿 作成工	件	68	152	117	37	47	71
ウ) 工事色分図 着色工	件	121	115	151	89	93	127
エ) 工事色分図 全面着色工	件	0	0	0	4	8	12
2 ます工事 整備作業							
ア) 図書類 整備工	件	617	34	453	187	335	89
3 マイクロフィルム 整備作業							
ア) アシチュアカード(注) 整備工	枚	2,998	2,650	756	1,748	1,132	1,158
イ) ローラフィルム 整備工	本	0	142	96	0	0	0
4 図書類保管箱 整備作業							
ア) 図書類保管箱 整備工	個	0	0	0	0	0	0
5 完了図書類 整備作業							
ア) 完了図書類 整備工	枚	0	0	0	0	0	0
イ) マイクロフィルム 整備工	枚	0	0	40	56	0	0

(注) アシチュアカード：設計図面の保管管理などに用いるカード

2 意見・要望事項

(1) 巡視計画の策定に当たり必要となる具体的な基準の策定について

各出張所が、マニュアルに基づいて作成する下水道管路施設の巡視計画について見たところ、表13のとおり、年1回の実施頻度により行うとする事例が大半である状況となっている。しかしながら、上記事例の管内は、道路除雪件数の状況や、老朽化した下水道管路施設の更新等のために行う再構築工事の実施状況にかかわらず同じ頻度での実施となっているなど、効率的な巡視となっていない。

施設管理部は、各出張所が巡視計画を策定するに当たり、より効率的な巡視計画となるよう、道路除雪の状況等による実施頻度など具体的な基準の策定について検討することが望まれる。

(施設管理部)

(表13) 各出張所における巡視の実施頻度等について

下水道事務所名	出張所名	(参考) 管路の管理延長 (注1)	施設発生数(注2)	職員による発見	再構築エリア (注3)	管線からの平均 経過年数	巡視の実施頻度	
							1回以上/半年	1回/年
中部	中央	320,455.84	8	0			1回以上/半年	
	渋谷	312,652.31	27	7			1回以上/半年	
	千代田	291,080.01	12	1			1回以上/半年	
	港	466,432.88	5	0			1回以上/半年	
	文京	319,866.33	8	1	第一期	59年	1回以上/半年	
北部	台東	373,184.25	5	1			1回以上/半年	
	豊島	397,074.29	8	2			1回以上/半年	
	荒川	314,048.58	11	4			1回以上/半年	
	北	469,802.41	15	2			1回以上/半年	
西部第二	板橋	799,328.05	23	0			1回/年	
	練馬	1,279,509.05	15	0			1回/年	
南部	世田谷	1,592,789.93	64	8			1回/年	
	大田	1,205,794.53	28	2	第二期	38年	1回/年	
	品川	447,466.05	15	2			1回/年	
	目黒	352,862.65	18	0			1回/年	
	中野	438,886.41	21	4			1回/年	
西部第一	杉並	815,683.57	41	1			1回/年	
	新宿	485,629.15	19	2			1回/年	
	豊田	369,676.61	3	0			1回/年	
東部第一	江東	737,389.96	8	1	第一期	59年	1回/年	
	足立	2,099,156.37	11	1			1回/4年	
東部第二	葛飾	1,018,833.84	10	3	第三期	28年	1回/3年	
	江戸川	1,122,395.49	21	1			1回/2年	
計		16,029,908.56	396	43				

(注1) 管路の管理延長は、平成27年現在。港出張所の数値は、東部第一管内分(1,314,80m)を含む。

(注2) 施設発生件数は、平成28年12月末現在。

(注3) 局は、平成27年度末現在の平均経過年数59年のエリアを第一期、38年を第二期、28年を第三期として各エリアごとに完了時点で平均経過年数50年程度を目処に順次再構築工事を行うとしている。東京都下水道事業経営計画2016に記載。

(2) 不良箇所における判断基準の設定について

他企業工事の立会いで確認された不良箇所の対応について受付台帳を見たところ、以下の事例が認められた。

ア 故障箇所について速やかに対応すべきところ、対応が次年度特越しとなっていることが妥当であるかどうか明らかでない(表14の世田谷出張所の事例)。

イ 事前の立会いで確認した取付管11か所のうち3か所の故障には対応したものの、その他の8か所について経過観察としたことが妥当であるかどうか明らかでない(表14の板橋出張所の事例)。

これらは、不良の程度及び台帳記載についての判断基準が明確でないことによるものである。

不良箇所において、不良の程度を設定して記録することは、次年度以降の管きよ工事に併せて補修を実施すべきかどうかの判断材料として必要なものであることから、施設管理部は、判断基準の設定について検討することが望まれる。

(施設管理部)

(表14) 不良箇所において不良の程度が明らかでない事例

出張所名	整理番号	事前立会		問題点
		実施年月日	不良箇所数	
世田谷	28G-6	平成28.4.1	1	「平成29年度に一般補修で対応予定」と所に報告しているが、速やかに補修していない理由が明確でない。
	28G-16	平成28.5.6	1	
	28G-14	平成28.9.2	7	
板橋	28G-23	平成28.6.13	3	事前立会の対象となった11か所のうち、その他の8か所について、全く問題のない状況であるのか明確でない。

教 育 庁

1 指摘事項

1 指摘事項

(1) 教職員が常駐する場所にモニターを設置すべきもの
A高等学校では、防犯マニュアルにより、経営企画室において校内の防犯カメラのモニターを確認している。

しかしながら、防犯カメラのモニターは経営企画室には設置されておらず、用務室に設置されている。用務は委託により行っており、モニターの常時監視は委託業務の仕様に含まれていないほか、委託作業履行のため用務室が無人になることも多いため、教職員が防犯カメラのモニターを確認することができない状態となっており、適切でない。

都立学校教育部は、教職員がモニターを監視できるよう、教職員が常駐する場所にモニターを設置されたい。

(都立学校教育部)

(2) 学校独自の防犯マニュアルを作成すべきもの

総務部は、生徒等の生命及び身体の安全確保を図るため、「学校危機管理マニュアル」を高等学校等に配布し、各学校はこれに基づいて実態に即した防犯マニュアルを作成することとしている。

しかしながら、工業高等学校については、監査日(平成29年5月9日)現在、防犯マニュアルを作成しておらず、適切でない。

学校は、防犯マニュアルを作成されたい。

(工業高等学校)

(3) 各種証明書交付に係る徴収事務について適切な指導を行うべきもの
 各高等学校は、各種証明書交付に際し、手数料を徴収し、領収書を交付するとともに領収書控えを保管している。
 都立学校教育部は、各学校において領収書に連番を付して管理し、書き損じた領収書等については保管しておくことにより、受領した現金を全て繰入したことを確認できる仕組みとして
 いる。

しかしながら、東、三田両高等学校では、領収書を書き損じた際に、書き損じ分を保存せず
 に未使用の領収書用紙に手書きで番号を記載したものに差し替えており、領収書の連番管理の
 趣旨に沿った事務処理となっていない。

両学校は、各種証明書交付に係る領収書の取扱いを適正に行われたい。
 部は、各種証明書交付に係る徴収事務について、領収書の連番管理の趣旨に沿った事務処理
 を行うよう、各学校を適切に指導されたい。

(東高等学校)

(三田高等学校)

(都立学校教育部)

(4) 授業料に係る徴収事務を適正に行うべきもの

工芸高等学校では、授業料の徴収について、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

ア 都立学校教育部は、就学支援金(注1)の支給の対象とならない場合には、各高等学校が
 授業料の請求を行うこととしている。
 しかしながら、表1の生徒は就学支援金の支給対象とならなかったにもかかわらず、学校
 は平成29年度になるまで授業料を請求していない。

なお、生徒Bについては、監査日(平成29年5月9日)現在も未納となっている。

イ 生徒の授業料が完納されていることが進級の条件の一つとなっており、未納がある場合は
 その情報を成績会議に提供した上で進級の是非を判断することになっている。
 しかしながら、表1の生徒については、その情報を提供せずに成績会議を行った進級させ
 ており、他の生徒との公平性が担保されていない。

学校は、授業料に係る徴収事務を適正に行われたい。

(工芸高等学校)

(注1) 就学支援金：親権者の区(市町村) 民税所得割額が30万4,200円未満の世帯の都
 立学校に在学する生徒を対象に、全日制で最大36か月、授業料を国が支援する制度

(表1) 未納授業料の状況

生徒		債権発生年度	未納額	納入日
A	平成28年度	8,100	平成29.5.9	
B		24,300	監査日現在未納	

(単位：円)

(5) 生産品の販売について

ア 生産品の販売に当たり価格を決定すべきもの

農芸高等学校は、その教育課程において農場で農産物を生産するほか、加工食品を生産して
 おり、これらを農場管理業務委託契約により販売している。
 平成28年度の販売状況は、表2のとおりである。

学校は、「都立学校における実習等に伴う生産品処理取扱要綱」に基づき、毎年度初めに、
 新聞掲載の市場価格を標準とし、学校周辺の販売価格等を考慮して生産品の価格を決定してい
 る。

しかしながら、年度途中で栽培品が変更になるなどして、年度当初に価格を決定してい
 ない
 生産品を販売する場合には、同様の手続を経て生産品の価格を決定する必要があるが、学校は
 これを行っておらず、適正でない。
 学校は、生産品を販売するに当たり、価格を決定されたい。

(農芸高等学校)

(表2) 平成28年度販売状況 (単位：円)

No.	区分	販売金額
1	野菜	971,330
2	草花	435,900
3	果樹	423,900
4	食品	738,500
5	緑地環境科生産品	1,900
6	定時制生産品	58,050
	計	2,629,630

イ 生産品の袋詰め等について
 農芸高等学校では、農場管理業務委託契約により、販売に加え、農産物等販売単位が袋・パックであるものは、農産物の重さや個数を決めて袋詰め等を行っている。

(ア) 生産品の販売管理のために袋詰め等について適正に記録すべきもの

学校は、

- ① 販売のために持ち込んだ農産物等の数量（重量・個数等）を記録していないこと
 - ② 価格決定に当たって販売単位当たり内容物の数量を定めていないこと
 - ③ 持ち込んだ農産物をどのような販売単位に分けたかを記録していないことから、持ち込んだ生産品の全てを販売したか確認できない状態となっており、適正でない。
- 学校は、生産品の販売管理のために袋詰め等について適正に記録されたい。

(農芸高等学校)

(イ) 生産品の袋詰め等に係る記録について適切に指導すべきもの

都立学校教育部は、生産品の袋詰め等について、「価格決定のための単位呼称と管理のための単位呼称が異なる場合は、数量、単位呼称は併記すること」と指導しているが、この表現では学校における具体的な取扱いが明確でない。

部は、生産品の袋詰め等に係る記録について適切に指導されたい。

(都立学校教育部)

ウ 生産品について適正に価格を決定し、販売すべきもの

中野特別支援学校は、作業学習等において生産した物品を販売している。

学校は、「特別支援学校における実習等に伴う生産品処理取扱要綱」に基づき、新聞掲載の市場価格を標準とし、学校周辺の販売価格、生産品の完成度等を考慮して、生産品の価格決定を行っている。

しかしながら、学校は、表3のとおり、要綱に基づく手続により販売価格を決定することなく販売している生産品があるほか、表4のとおり、決定と異なる販売価格で販売しており、適正でない。

学校は、生産品について適正に価格を決定し、販売されたい。

(中野特別支援学校)

(表3) 販売価格を決定することなく販売している生産品の例 (単位：円、個)

生産品名	価格	数量	金額
バタークッキー	100	167	16,700
チョコレート	70	97	6,790
メロンパン	80	203	16,240
マフィン	70	103	7,210
紙皿	50	15	750
コースター	50	60	3,000
合計			50,690

(表4) 決定と異なる販売価格で販売している生産品の例 (単位：円、個)

生産品名	決定価格	実販売価格	数量	販売金額
チョコレートクッキー	50	60	114	6,840
鉛筆立て	200	250	4	1,000
合計				7,840

エ 収納金の事務処理を適正に行うべきもの

青島特別支援学校では、作業学習などで生産した物品の販売や喫茶サービスの有償提供を行っている。

学校は、生産品の販売金額を管理するために、レジから出力されるレシート「売上日計表」(領収書の控えに代わるもの)に基づき、収納金日計表を作成し、現金有り高と突合している。しかしながら、学校は、数量、金額など、確認後に売上日計表を廃棄している。

売上日計表は、現金出納簿の現金の出入りの確認に必要な証拠書類であることから、学校は、売上日計表を保管し、収納金の事務処理を適正に行われたい。

(青島特別支援学校)

(6) 各学校の給与取扱者が受領した給与過払い返還金を速やかに納付させるべきもの
給与取扱者が受領した現金は、会計事務規則(注)第29条に基づき、即日、都に納付することとなっている。

しかしながら、各学校は、表5のとおり、給与の過払いについて、債務者から現金で分割納付を受けた際等に、各学校の給与取扱者の預金口座に入金しているが、速やかに都に納付していない。

これは、過払い額が一括で納付されなかった場合、各学校の給与取扱者は、人事部に納付書の作成依頼を行って送付を受ける必要があるが、部は、速やかに納付書作成依頼を行うよう明確に指導していないことによるものであり、適切でない。

部は、各学校の給与取扱者が受領した給与過払い返還金を速やかに納付するよう指導されたい。

(人事部)

(注) 東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)

(表5) 現金で収入した過払い給与の返還金を速やかに都に納付していない事例 (単位:円)

No.	学校名	平成28年度末収入未済額	平成28年度納付額	受領した現金の取扱い
1	石神井特別支援学校	216,495	32,806	平成27.8.31に5,000円を受領し、人材支援事業団の掛金2,194円を差し引いた2,806円を平成28.4.19に納付
2	大蔵小学校	115,453	22,639	平成28.3.16に10万円を受領し、うち7万7,381円を平成28.3.28に納付 残額2万2,639円は平成28.5.11に納付書発行依頼、平成28.7.6に納付
3	松上小学校	739,335	0	平成27.11.30に1万円を受領し、うち6,441円を平成28.3.22に納付 残額3,559円は給与取扱者口座に残存
4	永山高等学校	73,570	3,249	平成29.3.31に7,819円を受領し、うち3,249円を納付 残額4,570円は給与取扱者口座に残存
5	文京盲学校	948,679	0	平成29年1月～3月に月当たり1万2,000円、計3万6,000円を受領し、平成29年6月に納付
6	南陽小学校	220,000	120,000	平成28年度に分割納付分として毎月1万円、計12万円を受領し、平成29.3.27に納付
7	八王子東特別支援学校	120,886	80,444	平成28年9月から平成29年3月までに分割納付7回分8万444円を受領し、平成29.3.28に納付

(7) 現金支給した給与を適正に取り扱うよう指導すべきもの
人事部は、各学校からの依頼に基づき、給与等を現金支給する場合、各学校の給与取扱者の口座に振り込んでいる。

しかしながら、表6のとおり、給与の過払い等がある場合に、各学校の給与取扱者の口座に長期留め置いている事例があり、適正でない。

部は、現金支給した給与を適正に取り扱うよう指導されたい。

(人事部)

(表6) 現金支給した給与等を長期間給与取扱者の口座に残置している事例

No.	学校名	過払いの発生年度	現金支給した給与等の取扱い
1	富士見丘中学校	平成23年度	平成23年12月から平成24年4月まで現金支給分の給与合計146万3331円を給与取扱者口座に振り込み、平成24年2月から4月までの間に145万4,072円を過払い給与の返還に充当 平成24年8月に残額6,261円を充当
2	城南特別支援学校	平成26年度	平成26年1月以降の現金支給分の報酬72万6,860円を給与取扱者口座に振り込み、平成27年12月に58万2,938円を過払い給与の返還に充当 平成29.8.1現在、14万3,922円が給与取扱者口座に残存

(8) 過払い給与債権の滞納整理を効果的に行うべきもの

人事部長は、各学校で給与等の過払いをしたが債務者からその返納がない場合、過払いがあった時に債務者が所属していた各学校に督促、催告及び債権管理台帳の作成を行わせ、年2回、各学校に債権管理台帳を提出させて、督促及び催告の状況を把握している。

ところで、滞納整理については、債務者と交渉を行うことにより、支払意思の確認と支払能力の把握をした上で、

- ① 支払能力がないと認められるものについては、徴収する努力を停止すること
- ② 支払意思がなく、支払能力があると認められるものについては、法的措置による強制的な徴収を行うこと

が必要であるが、表7のとおり、滞納整理を効果的に行っていない事例が見受けられた。部は、各学校を指導するなどして、過払い給与債権の滞納整理を効果的に行わたい。

(人事部)

(表7) 滞納整理事務を効果的に行っていない事例

債務者との交渉を行っていない事例	適切でない事項	
	件数	内訳
債務者との交渉を行っていない事例	4	表8
支払能力があることを確認して、納付がないにもかかわらず、効果的な滞納整理を行っていない事例	1	表9
支払意思がないことを確認した後、交渉等の効果的な納付指導を行っていない事例	3	表10
その他、滞納整理事務が適切でない事例	3	表11

(表8) 債務者との交渉を行っていない事例

No.	学校名	平成28年度末収入未済額	平成28年度納付額	債権発生年度	交渉等の状況
1	富士見丘中学校	209,678	0	平成23年度	平成26年12月以降年4回文書催告のみで、交渉をしていない。
2	東篠崎中学校	107,146	0	平成25年度	平成27年5月以降架電はしているが、交渉・文書催告ともしていない。
3	豊多摩高等学校	270,746	0	平成23年度	3か月に1度の文書催告のみで、交渉してはいない。
4	丹花中学校	20,089	0	平成28年度	平成28年度は文書催告及び電話をしているものの交渉できていない。

(単位：円)

(表9) 支払能力があるが効果的な滞納整理を行っていない事例

(単位：円)

学校名	平成28年度末収入未済額	平成28年度納付額	債権発生年度	交渉等の状況
栗瓶谷小学校	287,914	0	平成23年度	平成24年に納付がある等、支払能力があると認められるが、平成26年3月以降は、平成28年2月に職戸・交渉をしたのみで、平成26年3月から平成28年1月までの間と、平成28年6月以降は、2か月に1回文書催告しているにとどまっている。

(表10) 支払意思がないことを確認した後、交渉等の効果的な納付指導を行っていない事例

(単位：円)

No.	学校名	平成28年度末収入未済額	平成28年度納付額	債権発生年度	交渉等の状況
1	文林中学校	670,530	0	平成24年度	平成26年11月支払意思がないことを確認。債務者又は母と交渉、職戸、文書督促、平成28年2月に交渉しているが、平成28年度は文書催告しか行っていない。
2	巣鴨北中学校	320,271	0	平成24年度	平成24年11月支払意思がないことを確認。平成27年5月以前は交渉、文書督促、住所調査1回、平成27年6月に交渉しているが、その後は文書催告しか行っていない。
3	足立高等学校	24,860	0	平成22年度	平成26年9月に支払意思がないことを確認。平成27年3月以前は、交渉、文書督促、住所調査を行っていないが、平成27年4月以降は年4回の文書催告と架電(不通)しか行っていない。

(表11) その他、滞納整理事務が適切でない事例

(単位：円)

No.	学校名	平成28年度末収入未済額	平成28年度納付額	債権発生年度	適切でない事項
1	潮江高等学校	39,920	0	平成26年度	督促・交渉ともに行っていない。
2	立川ろう学校	2,250,000	0	平成27年度	財産調査方法の検討を平成28年10月～平成29年5月の長期にわたって行っており、進捗がない。
3	小松川小学校	1,006,799	0	平成27年度	住民票調査を行っているものの、所在不明である。

(9) 資金前渡に係る現金出納簿を作成すべきもの

千早高等学校は、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)に基づき、少額支払案件に係る資金の前渡を受けており、10万円以内の現金を経営企画室で保管し、管理している。

規則では、資金の前渡を受けた場合は、現金出納簿を備えて現金の出納を整理しなければならないとされているが、学校は、監査日(平成29年5月19日)現在、収支が発生しているにもかかわらず、平成29年4月及び同年5月分の現金出納簿を作成していなかった。

学校は、資金前渡に係る現金出納簿を作成されたい。

(千早高等学校)

(10) 腎臓・糖尿検査について過大な検査を行わないよう検査精度を確認すべきもの

都立学校教育部は、表12のとおり、都内を9つの区域に分け、区域ごとに検査機関に委託して、腎臓・糖尿検査を実施している。これらは検査項目ごとの複数単価契約であり、一次検査については生徒数により、二次・三次検査については過去の実績に基づき、発注予定数を定めている。

ところで、部は、表12下段のとおり、Dが受託した3地区のみ、二次・三次検査の追加契約を行っている。これは、表13のとおり、Dの一次検査及び二次検査における陽性率が例年や他機関に比べ2から3倍となったために、二次検査及び三次検査の受診者数が予定数を超過したことによるものである。

部の調査によると、従来に比して陽性率が異常に高率となった原因は、Dが、従来、臨床検査技師が自視法で行っていた尿蛋白の検査に、平成28年度から検査機器を導入したためである。この場合、部は、表14のとおり、検査機器の精度管理を擬うべきところである。

実地調査後に、部がDから入手した精度管理記録を見ると、図1のとおり、異常に高い陽性率は、機器の精度管理を行っていないために、本来(マインナス)判定(陰性)とされるべき者が±判定(陽性)となっているためであると考えられる。

したがって、陽性率の異常が認識できた時点で、部が精度管理記録を確認していれば、Dが検査機器により±判定した検体について臨床検査技師による再検査を指示することにより、正しい検査結果を得ることができたはずである。

この結果、少なくとも、追加契約の契約金額合計223万7,543円が不経済支出となっている。

部は、過大な検査を行わないよう、検査精度を確認されたい。

(都立学校教育部)

(表12) 腎臓・糖尿検査委託契約一覧

地区	契約金額	受託者	契約年月日	履行期限
1	6,225,141	D		
2	4,914,216	A		
3	4,286,628	B		
4	4,421,196	A		
5	5,327,100	D	平成28年4月1日	平成28年9月30日
6	4,005,223	A		
7	6,258,351	C		
8	6,440,493	C		
9	7,098,678	D		
小計	67,188,396			
1	291,859		平成28年5月22日	平成28年11月30日
1	285,150		平成28年7月6日	平成28年9月30日
5	436,492	D	平成28年4月26日	平成28年9月30日
5	602,640		平成28年6月3日	平成28年9月30日
9	621,432		平成28年5月2日	平成28年9月30日
小計	2,237,543			
合計	69,425,939			

(表13) 受託者別・年度別陽性率

(単位:人、%)

年度	地区	受託者	一次検査			二次検査結果			三次検査結果 要医療 f
			実施数 a	陽性数 b	陽性率 c=a/b	陽性数 d	陽性率 e=d/a		
平成28年度	1	D	15,162	1,721	11.4	203	1.3	0	
	5		12,814	2,639	20.6	238	1.9	0	
	9		14,287	3,071	21.6	157	1.1	0	
平成27年度	1	D	15,052	543	3.6	135	0.9	0	
平成26年度	1		14,828	547	3.7	83	0.6	0	
	2,4,6	A合計	41,944	1,805	4.3	276	0.7	1	
	3	B合計	12,672	542	4.3	48	0.4	0	
平成28年度	7,8	C合計	37,098	862	2.3	137	0.4	0	
平成28年度	1~9		133,927	10,640	7.9	1,059	0.8	1	
平成27年度	1~9	全受託者合計	132,820	5,229	3.9	714	0.5	0	
平成26年度	1~9		131,263	3,854	2.9	557	0.4	0	

(表14) 陽性率が異常値であった場合に考慮すべき事項

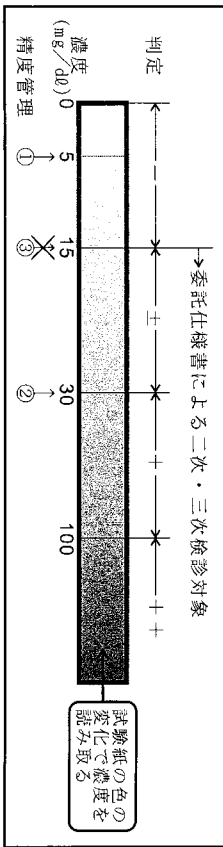
- ① 一次検査及び二次検査における尿検査の陽性率は、地区及び年度によって大きく異なるはずのないものであること
- ② 地域が異なるものの、15~18歳の男女高校生という同質の集団の検体について、試験紙を検査技師が自視する方法と、試験紙を機器で測定する方法との間に、表13に示す程度の大きな差異が検査結果に発生した場合は、少なくともいずれか一方は正しくない結果であること
- ③ 検査機器を使用する場合には、定期的に精度管理を行わなければ、正しい検査結果を得られなくなるものであること

(図1) 尿蛋白の検査の方法と精度管理の状況

- 尿蛋白の検査の方法
尿蛋白の検査は、検体が付着して色調が変化した試験紙と、色調と濃度を対応させた色調表とを目視で対比して、読み取った色調に応じて濃度を判定する。
検査機器では、試験紙の色調をCCDカメラで読み取って、濃度を測定する。
- 精度管理
機器による検査において正しい測定結果を得るため、精度管理用の標準検体を用いて測定し、CCDカメラで読み取った試験紙の色調を、色調表と正しく対比できるように機器の調整を行う。

機器の点検記録・機器製造者が販売している精度管理用の標準検体の仕様による精度管理の状況

① 尿蛋白5mg/d0未満	精度管理を行っている
② ±判定と±判定の境界 (尿蛋白3.0mg/d0)	精度管理を行っていない
③ 検査委託の仕様書において二次検査及び三次検査の対象としている±判定と、対象としていない±判定との境界 (尿蛋白1.5mg/d0)	精度管理を行っていない



(11) 都立学校施設維持管理業務について
 教育庁は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社（以下「J K K」という。）と「平成28年度都立学校施設維持管理業務委託」契約（以下「維持管理業務委託」という。）を特命により締結している。

維持管理業務委託は、都立学校の修繕工事について、業者の選定から業務の管理、検査、支払までの事務処理を、包括的に、一括して、J K Kに委託しているものである。

ア 学校における完了確認を適切に行うようJ K Kを指導すべきもの

J K Kが選定した修繕業者は、修繕が完了したときは、修繕等の概要を記載して学校の施設担当の確認印をもらった上で、「完了確認印簿」をJ K Kに提出することとなっている。

各学校において完了確認印簿を確認したところ、特定の業者において修繕等の内容を全く記載しないまま、学校の施設担当が確認印を押し、その後、業者が修繕等の内容を記載してJ K Kに提出している事例が、複数校において見受けられた。

このことは、学校において、どのような修繕又は調査をしたかを確認しないまま、完了確認を行っていることとなり適切でない。

部は、学校に完了確認をさせるとともに、完了確認印簿に具体的な内容を記載させるようJ K Kを指導されたい。

(都立学校教育部)

イ 施設、設備の状況を正しく把握すべきもの

永山高等学校は、表15のとおり、修繕依頼を行っても修繕できないと分かっているものについて、J K Kに修繕を依頼しており、適正でない。

その結果、9,936円が不経費支出となっている。
 学校は、施設、設備の状況を正しく把握されたい。

(永山高等学校)

(表15) 修繕依頼を行っても修繕できないと分かっているもの (単位：円)

学校名	依頼した修繕の内容	学校が依頼前に知っていたはずの状況	金額
永山高等学校	通電していない体育館コンセントの修繕	前回の調査で、コンセントが使用できないのは、故障した調光器から電源を取っているためで、調光器の修繕が必要である旨の報告を受けている。	9,936

ウ 適切な修繕を行うよう指示、指導すべきもの

小山台高等学校、三鷹中等教育学校は、表16のとおり、自家用電気工作物点検において、点検の受託者から設備の一部に絶縁不良がある旨報告を受け、その修繕をJ K Kに依頼している。

しかし、J K Kの選定した業者は、確認の結果、絶縁不良が認められないとして修繕を行っていない。

自家用電気工作物点検報告では絶縁不良が認められたのに、J K Kの確認では認められないという異なる結果が出ていること、電気設備の絶縁不良は放置しておいても解消するものではないことから、原因を調査し、絶縁不良が認められた場合には速やかに修繕を行わせるべきところ、学校はこれを行っておらず適切でない。

両学校は、電気設備の絶縁不良について、速やかに修繕されたい。

また、小山台高等学校、三鷹中等教育学校を所管する中部学校経営支援センターは、J K Kからの履行確認により上記の状況を把握できるのであるから、学校に適切な修繕を行うよう指導されたい。

(小山台高等学校)

(三鷹中等教育学校)

(中部学校経営支援センター)

(表16) 絶縁不良箇所に係る点検及び修繕の状況

学校名	自家用電気工作物点検日	絶縁不良箇所	J K K見解依頼日	J K K履行完了日	修繕を行った部分(修繕費は除く)	調査に要した費用(修繕費は除く)
小山台高等学校	平成28年10月15日	外灯3か所	平成28年10月27日	平成29年3月3日	1か所修繕	65,000
三鷹中等教育学校	平成28年8月12日	空調設備全熱交換機4か所	平成28年9月26日	平成29年1月23日	—	108,000

(単位：円)

エ 各学校が修繕等の具体的な内容を把握できるよう契約内容を改めるべきもの

各学校を所管する各学校経営支援センターは、修繕案件ごとに、J K Kから金額の工種別内訳や竣工図、調査結果等の提出を受けて維持管理業務委託について履行を確認している。

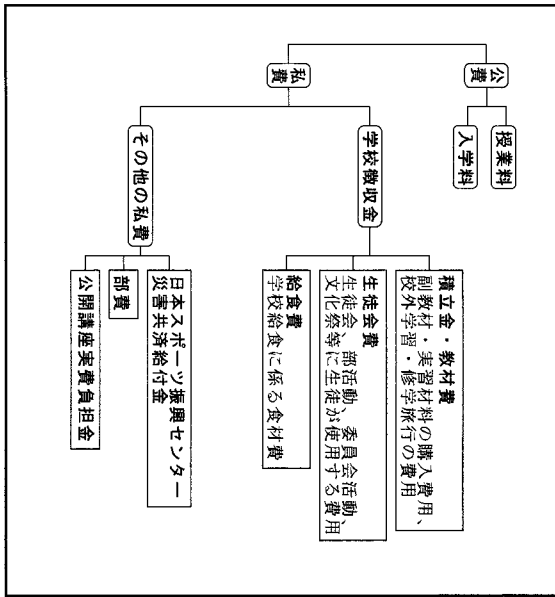
しかしながら、維持管理業務委託の契約上、各学校は完了確認印簿に記載された修繕等の概要は把握できるものの、修繕の具体的な内容(具体的な修繕箇所、使用材料等)や調査の結果が業者から各学校に提出される仕組みとなっていない。

各学校の施設、設備の管理は学校の経営企画室が行っており、具体的な修繕履歴や調査結果を把握する必要があるにもかかわらず、各学校が修繕等の具体的な内容を把握できていないことは適切でない。

(都立学校教育部)

(12) 学校徴収金について
 都立学校において生徒又は生徒の保護者（以下「生徒等」という。）が負担している経費は、大きく公費と私費に分けられる。
 このうち、私費は、図2の用途に充てるため、学校長が徴収して管理している。

（図2）生徒等が負担している経費等の位置付けと分類



積立金・教材費の個人別支出管理を確認できるよう事務処理を改めるべきもの
 校外学習・修学旅行等の費用、副教材・実習材料に係る購入費用等、生徒個人に帰属するものについては、積立金・教材費として、学校長が徴収して、生徒個人別に管理し、卒業時には残金を精算し、生徒等に返還する。
 都立学校教育部が定めている「学校徴収金等事務手引」によると、生徒等が納めた積立金等は、その生徒の教材の購入等に充てるものであるから、積立金等の残高が教材購入等の費用の額に足りない生徒については、購入・支払を行ってはならない。

しかしながら、杉並高等学校、永山高高等学校、中央ろう学校及び墨田特別支援学校において、積立金の個人別収支を見たところ、新入学生について、未納であるのに教材の購入等を行っている事例が見受けられた。

このことは、「支出承認書」により教材等の購入を決定するに当たり、個人別に積立金等の残高を管理している「個人別管理表」を確認していないことによるものであり、適切でない。部は、支出承認書に個人別管理表を添付することで、残高不足の生徒がいけないことを確認できるよう、支払事務を改められたい。

(都立学校教育部)

イ 特別支援学校における教材購入を適切に行うべきもの

積立金等の残高が教材等の購入費用の額に足りない場合、原則として教材等の購入を行ってはならないものの、特別支援学校においては、その生徒の教材だけ購入しないことについて、生徒がその理由等を確認できず、また、教育上の問題が生徒に発生すると校長が認めて購入する場合には、支出承認書に残高不足であることと、残高不足でも教材を用意すべき具体的理由を明示すべきである。

しかしながら、中央ろう学校及び墨田特別支援学校は、残高不足の生徒の教材を購入するに当たり、残高不足でも教材を用意すべき具体的理由を支出承認書に明示しておらず、適切でない。
 両学校は、残高不足の生徒について教材の購入を行うに当たっては、適切な意思決定を行われたい。

(中央ろう学校)
 (墨田特別支援学校)

ウ 現金出納簿を適正に作成すべきもの
 生徒会会計は、生徒会活動に係る経費、部活動・文化祭において生徒会が負担する経費を管理する会計である。

杉並高等学校は、平成27年度分の部活動費139万1,256円について、平成28年5月2日に精算しているが、平成28年度会計の現金出納簿に前年度からの繰越金額を記載する際に平成28年度当初時点ではまだ支払っていないこの部活動費を差し引いた230万713円を記載し、本来の繰越金額369万1,969円を記載していない。

現金出納簿は、特定の時点における会計のあるべき残高を記載し、現金有り高が適正であることを確認することを目的に作成するものであるから、実際に支払を行っているものを控除して繰越額を記載することは適正でない。

学校は、現金出納簿を適正に作成されたい。

(杉並高等学校)

エ 生徒会会計の繰越金を適切に管理すべきもの

生徒会会計では、前年度繰越金と会費等を収入し、生徒会活動に係る経費、部活動・文化祭において生徒会が負担する経費を支出した後、残金を翌年度に繰り越している。

都立学校教育部は、「学校徴収金等事務手引」において、年度間の負担の公平を保つため、生徒会会計の繰越金は予算額の2から3割程度にとどめることとしている。

しかしながら、八王子北高等学校は、平成28年度生徒会会計において、表17のとおり、予算額の約5割を平成29年度へ繰り越している。

学校は、生徒会会計の繰越金を適切な規模となるよう管理されたい。

(八王子北高等学校)

(表17) 平成28年度生徒会会計の収支状況

区分	金額
予算額	4,432,653
収入額	4,526,662
前年度繰越金	1,900,653
会費	2,532,000
雑収入	94,009
支出額	2,349,703
繰越金	2,176,959

オ 転退学時における学校徴収金の返還を早急に行うべきもの
 都立学校教育部は、転退学時の学校徴収金の返還を、転退学の学籍異動日から概ね1か月以内に行うこととしている。

しかしながら、武蔵丘高等学校では、合理的な理由なく、表18のとおり、返還が遅れており、適正でない。

学校は、転退学時における学校徴収金の返還を早急に行われたい。

(武蔵丘高等学校)

(表18) 転退学者への積立金の返還状況

No.	転退学年月日	返還金額	返還年月日
1		58,031	
2	平成28.3.31	63,796	平成28.6.20
3		55,876	
4		29,482	
5	平成28.7.20	50,242	平成28.9.29
6	平成28.12.31	37,490	平成29.3.27
7		32,755	
	合計	327,672	

(13) その他の私費について

ア 部費の管理を適切に行うべきもの

各学校は、部活動を行うため、生徒・保護者から部費を徴収しているが、表19の学校は、次のとおり、適切な管理を行っていない。

- ① 部立学校教育部は、部費を通帳で管理し、現金の保管は極力行わないようにしているが、各学校は、部費を徴収した後、預金せずに現金で保管している状態である。
- ② 部費が不足しているにもかかわらず、事前に徴収せず、競技会の参加費や物品の購入費などを顧問が立て替えて支払っている。
- ③ 部は、顧問等が、現金出納簿・証拠書類により、現金、預金の残高などを月末に確認し、また、校長又は副校長が各学期に1回以上確認を行うこととしているが、現金出納簿に確認日の記載及び押印がなく、残高の確認をしていないと認められない。

各学校は、部費の管理を適切に行われたい。

部は、部費の取扱いについて通知等で注意を促しているが、適切でない状況が見受けられるため、部費の管理について指導を徹底させたい。

- (日野台高等学校)
- (八王子東高等学校)
- (上水高等学校)
- (成瀬高等学校)
- (青山高等学校)
- (部立学校教育部)

(表19) 部費の取扱いについて (○は不適切な事務処理)

学校名	①現金で保管	②立替払い	③現金出納簿未確認
日野台高等学校	○		○
八王子東高等学校	○		○
上水高等学校			○
成瀬高等学校	○		○
青山高等学校	○		○

イ 災害共済給付金について

教育庁では、部立学校在学する児童・生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）と災害共済給付契約を結んでいる。

保護者及び教育庁は、災害共済料金を支払って制度に加入し、センターは、学校の管理下において児童・生徒が災害に遭った場合、保護者に対して、その治療費や見舞金の給付を行う。給付の手順は、次のとおりである。

- ① 各学校は、保護者から提出された医療費の請求書を月ごとに、部立学校教育部を窓口として、センターに送付する。
- ② センターは、給付する金額を決定して「医療費支払通知書」を教育長宛てに発行し、部は、学校に転送する。
- ③ センターは、給付金を部に送付し、部が、学校の口座に振り込む。
- ④ 学校は、保護者に給付金を支払う。

(ア) 災害共済給付金の給付手続を速やかに行うべきもの

砂川高等学校は、①部から医療費支払通知書を受領していること、②給付金を管理する現金出納簿を作成し、毎月末に預金残高を確認していることから、給付金が学校の口座に振り込まれていることを認識していると認められる。

しかしながら、学校は、表20のとおり、保護者への給付金の口座振込を速やかに行っていない。学校は、災害共済給付金の給付手続を速やかに行われたい。

(砂川高等学校)

(表20) 砂川高等学校の災害共済給付金の給付状況

月日	摘要	預金受入	預金払出
8月12日	学校の口座に4人分の給付金を受入れ	30,232	
10月13日	学校の口座に3人分の給付金を受入れ	136,731	
12月7日	6人(注)の保護者の口座へ給付金払出し		166,963

(単位：円)

(注) 同一の保護者がいるため、人数は合致しない。

(イ) 保護者の口座への振込手数料の負担を軽減する方法を採用すべきもの
 青山高等学校では、セクターからの給付金は、学校が指定する城南信用金庫の口座に振り込まれている。学校は、その給付金を保護者の指定する口座に振り込んでいるが、この場合、表2-1のとおり、振込手数料が生じている。この振込手数料は、保護者が負担するため、給付金から差し引かれている。
 とところで、学校は、学校徴収金の自動引落のためにゆうちょ銀行の自動払込による収納代行サービスを利用しており、保護者のゆうちょ銀行の口座へ振り込んだ場合には、表2-1のとおり、保護者の振込手数料の負担が軽減される。
 学校は、災害共済給付金の保護者への振込手数料について、負担を軽減する方法を採用された。
 部は、各学校に保護者の振込手数料の負担軽減となる給付方法も考慮するよう指導された。
 (青山高等学校)
 (都立学校教育部)

(表2-1) 青山高等学校の口座から保護者の口座への振込手数料 (単位:円)

No.	学校の指定する災害給付金振込口座	保護者の指定する災害給付金振込口座	
		(他金融機関開拓で)	(城南本支店拓で)
1	城南信用金庫	3万円未満 648	3万円未満 216
2	ゆうちょ銀行の自動払込による収納代行サービスを利用した場合	3万円以上 864	3万円以上 432
		30	

ウ 都立学校公開講座に係る実費の管理を適正に行うべきもの
 井草高等学校では、都民への学習機会を提供するため、表2-2のとおり、都立学校公開講座を実施している。
 学校は、「都立学校開放事業運営の手引」に基づき受講者から徴収する材料費等の実費の管理を行うこととされているにもかかわらず、表2-3のとおり、適正でない管理を行っている。
 学校は、都立学校公開講座に係る実費の管理を適正に行わたい。
 (井草高等学校)

(表2-2) 公開講座実績 (単位:円)

開催回数	講座名	実施年月日	参加者数	1人当たり実費金額
第1回	アーテックアライメント	平成28.6.12	12人	6,826
第2回	フレグランス	平成28.6.19		
	フレグランス	平成28.11.13		
	フレグランス	平成28.11.20	15人	6,893
			(全2回)	

(表2-3) 実費の管理状況

項目	手引の内容	適正でない事務
①事前徴収	実費は、原則として開講日以前に郵便小為替等を活用して事前徴収すること	学校は、事前徴収前に材料を購入したため、次のとおり講師の自己負担、立替払いが発生している。 第1回講座において、受講者1名からの徴収金が108円不足していたが、うち105円のみ徴収し、3円を講師が自己負担している。また、材料の発注後に3名の受講者キャンセルが出たことから、キャンセルとなった3名分の材料費2万478円を講師が自己負担している。 第2回講座において、受講者2名分の実費1万3,786円が納入される前に材料費全額10万3,386円を支出しており、講師が1万3,786円を立て替えている。 第1回講座の材料費として10万2,384円を支出したとしていているものの、監査日(平成29.5.22)現在、領収証を紛失しており、支出額の根拠を確認できない。 受講者からの実費徴収口座への振込確認を行ったのみで受講者への領収書の発行及び控への保管を行っていない。
②材料購入の領収証の保管	材料等を購入した場合は、領収証等の証ひょう類を整備・保管すること	材料等を購入した場合は、領収証等の証ひょう類を整備・保管すること
③受講者への領収書の発行	受講者に対して、実費受領に係る領収書を発行し、控えを保管すること	受講者からの実費徴収口座への振込確認を行ったのみで受講者への領収書の発行及び控への保管を行っていない。
④現金出納簿による管理	現金出納簿を作成し、公開講座に係る収支を管理すること	現金出納簿を作成しておらず、収入、支出及びあるべき残高を把握できる状態となっていない。 第1回及び第2回講座において、3円及び9円の端数残金が生じていたにもかかわらず、監査日(平成29.5.22)現在、その処理を行っておらず、3円を実費徴収口座に残置し、9円を経営企画室で現金保管している。
⑤現金の返還	実費に該当しない場合は、返金すること	実費に該当しない場合は、返金すること

エ 預金管理を適切に行うべきもの

井草高等学校では、「井草高校重点事業(校長名)」名義の預金口座を保有しており、平成23年4月8日までは同窓会からの支援金の管理口座等として、平成25年5月27日以降は公開講座の実費徴収口座等として利用していた。

この口座の残高を確認したところ、監査日(平成29年5月22日)現在、預金8,757円及びこれに対する利息9円が残置されていた。なお、この預金金額は、平成23年4月8日以降残置されたままとなっているため同窓会からの支援金の残余金であると推定されるが、本口座で取り扱っている金銭の管理に関して、学校は、現金出納簿等、収支状況が分かる書類を備えていないため、詳細は不明である。

学校が、現金出納簿を備えずに収支状況を把握していないこと、また、預金残高を清算せずに6年以上放置していることは適切でない。

学校は、預金管理を適切に行われない。

(井草高等学校)

(14) 学校における危機管理について

都立学校は、震災時等に保護者が帰宅困難となった場合に生徒等を校内で保護するほかに、表2-4のとおり、避難所、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションとしての役割を果たすこととなっている。

総務部は、各学校においてこれらの機能を発揮できるよう、平成25年3月に学校危機管理マニュアルを改訂して各学校に配布し、これに基づき各学校が危機管理計画を作成している。

(表2-4) 都立学校248施設における避難所等の機能及び規模

区分	機能	規模
避難所	地域防災計画において、震災時等に家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた住民等を一時的に受け入れ保護するための場所。各学校は所在区市町村と協定を締結して避難所に指定されている。	248施設中 208施設
一時滞在施設	震災時等における帰宅困難者の支援のため、3日間を目安として帰宅困難者を受け入れる。	103施設
災害時帰宅支援ステーション	震災時等における徒歩帰宅者を支援するための飲料水やトイレを提供する。	248施設中 239施設

ア 避難所等の開設・運営が円滑に行えるよう学校の危機管理計画の見直しを指導すべきもの

避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションは、それぞれ機能が異なり、震災時において、学校は児童・生徒を保護しつつ、これら全ての機能を同時に発揮することが必要となる可能性が高い。

このため、避難所、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションについては、それぞれについて、担当する教職員を定め、使用する場所を明確にした上で、夜間に発生した場合の対応などを各学校の学校危機管理計画で定めることが望ましい。

しかしながら、これらを全て定めている学校がある一方で、担当者や使用場所等を具体的に定めていない学校もある。

また、学校が生徒を保護しつつ、避難所等を開設し運用するには、予め具体的計画を作成し、訓練を行う必要があるが、一部の学校を除き、これを行っていない。

部は、避難所等の開設・運営について円滑に行えるよう、各学校の危機管理計画の一部見直しを指導されたい。

(総務部)